

明治中期の大都市における地区改良計画とその帰結

——大阪「長町」を事例として——

加藤 政 洋

I. は し が き

- (1) 課題と既往の研究の視座
- (2) 分析の枠組み

II. 長町の概観

III. コレラの流行と「貧民」移転計画

- (1) コレラの流行と衛生行政の対応
- (2) 1886年長町の「貧民」移転計画

IV. 1887年長町の取り払い・再開発計画

V. 「長屋建築規則」による長町の取り払い

- (1) 建築規則の制定
- (2) 長町の取り払いと「貧民」のゆくえ

VI. む す び

I. は し が き

- (1) 課題と既往の研究の視座

江戸時代の都市化に端緒をもつ近代期の大都市スラムは、明治中期以降、都市部の人口増大とともにさまざまなかたちで世間の耳目をひくこととなる¹⁾。大阪の南区（現浪速区）日本橋筋3～5丁目にあたる旧「長町」（「名護町」とも呼ばれた）は、東京の4大スラム（神田橋本町、四谷鮫ヶ橋、下谷万年町、芝新網町）に比肩すると称された、近代日本を代表するスラムである。この旧長町は、明治20年前後から戦前昭和期にかけて、いくつかの局面で差別的なまなざしのもとに「流行病の巣窟」、「貧民の巣窟」、「不潔家屋」、「貧民部落」、「不良住宅地区」などとして多くのルポルタージュや新聞記事を通して表象されると同時に²⁾、社会的に改良されるべき場所として都市政策の対象となった地区である。本研究

は、この近代大阪最大のスラムである長町が、明治中期（1885～1891年）の衛生行政の介入によって一時的に解体された実態を、大阪で最初に実行されたスラムクリアランスと位置づけて明らかにするものである。

1990年前後から新たな段階—「セカンド・ステージ」—に入った近代都市史研究をレビューした成田は、研究の動向を「都市を支えるもの」と「生きられた空間」という2つの問題領域から整理した³⁾。この近代都市史研究と地理学の接点を探究した水内によれば、前者は都市空間の形成過程を対象として、それを促進する制度や組織、資本の循環と建造環境の生産、政治行動や都市思想を明らかにする領域であり、後者は都市空間の消費のあり方、つまり日常的な生活世界レベルを探究する領域であり⁴⁾、まったく異なる視座からのアプローチである⁵⁾。長町のようなスラム（あるいは都市下層社会）を対象としてきた既往の研究も、大まかにはこの2つの領域に分類することができる。「都市を支えるもの」の領域は、市区改正・都市計画との関連でスラムクリアランスの計画内容、実施後の再開発の過程・帰結を解明してきた都市計画史・建築史の分野が担ってきた⁶⁾。これに対し、近代史・都市社会学を中心とした研究が、潜入ルポや行政報告書・統計などから「スラム生活圏」あるいは都市下層社会の日常生活と「労働過程」の具体相を「生きられた空間」として叙述してきた⁷⁾。

本稿の課題である明治中期の大都市における地区改良の構想を明らかにする場合、都市

計画史の枠組みで議論された、1881(明治14)年の東京府における「神田橋本町スラムクリアランス計画」に関する藤森と石田の研究がとくに参考になるので、予めここで概観しておくことにしたい⁹⁾。江戸時代からつづく木賃宿や「願人坊主」の集住する長屋密集地区であった神田橋本町は、1881年1月26日の大火を機に、時の府知事松田道之主導のもとに再建事業が議論された。松田は「衛生・防火・体面」を旨とするつぎのような計画案を被災直後に示した。

神田区橋本町ハ、従来細民輻輳ノ地ニシテ、其居住営業ノ者ハ率ネ木賃安泊抔ト唱へ、陋矮ノ家屋ヲ設ケ、僅少ノ宿泊料ヲ以テ窮民ニ貸与シ、此ニ宿泊スル者ハ日々各所に乞丐スルノ風習ヲナシ、無籍同様定業ナキ者ノ巢窟トナリ、狹隘ノ一家屋ニシテ夥多ノ人員ヲ雑居セシムルニヨリ、其不潔不体裁ナル、実ニ名状スベカラズ。維新後今日ニ至ル迄、其跡ヲ一掃スル能ハズ。故ニ前年悪疫流行ノ際、該地殊ニ甚シク、殆ンド救フ可ラザルノ惨毒ヲ逞クシ、一般衛生上ノ妨害少ナカラズ。当時改良ノ方法ヲ案ゼシト雖、其機会ヲ得ズ。然ルニ、去ル二十六日大火災ノ節、同町一円焼失ニ及ビタルハ、改良ノ機至レリト謂フベシ。依テ此際該地ヲ買収シ十五区共有地トナシ、更ニ普通ノ営業ヲナス者ヘ貸与シ、従来ノ弊習ヲ一洗セントス⁹⁾。

つまり、東京府は、木賃宿や「陋矮ノ家屋」が密集し、コレラの流行した「不潔不体裁」がきわまりない橋本町一帯を、1月17日の大火を「改良ノ機」として「十五区共有金」で買収して公有地とし、その後選別的に「普通ノ営業ヲナス者」へ貸地するという再建方針をとったのである。この結果、「貧民」は完全に追放され、橋本町は職人と小商人の町として再建されたのであった。

この一連の事業について、藤森は明治初期特有の防火計画における「スラムクリアラン

ス」として分析し、石田も積極的に「日本最初のスラムクリアランス」と位置付けた、きわめて注目される明治期の地区改良の事例である。本稿で、「長町」を取り払うという地区改良構想を「スラムクリアランス」と位置づけるのは、両者の論を先例としてのことである。

しかしながら、吉田は同じく神田橋本町の「スラムクリアランス」を素材にして、まったく別な論の立て方をしている¹⁰⁾。すなわち、近世以来の都市の「民衆世界」は裏店の空間に展開する開放的な「木賃宿」を基部にして存立していたのであり、明治期の橋本町もその社会構造とまったく近似的な性格を有する地区であったことを指摘した上で、「明治の権力」が、こうした「民衆世界」という「貴重な基部をスラム視し」、「帝都の近代化」のために「一洗」をはかった、と結論づけるのである。さらに藤森と石田の論考については、「橋本町＝スラムとする府当局者の認識を自明の前提としていること」、「近世期の橋本町と、その『近代化』の意味を問うていないこと」を厳しく指摘した。吉田の指摘は、「都市下層社会」や「スラム」を「生きられた空間」として叙述する場合でも、表象そのものの批判的検討や言説分析をふまえることが必要であることを要請する。

(2) 分析の枠組み

吉田の批判を乗り越えるひとつの方向性は、明治期の衛生思想の言説分析を起点として論じられた、安保による社会的差別の形成¹¹⁾、野嶋による社会的秩序形成¹²⁾、遠城による社会的規律の創出¹³⁾に関する研究がそれぞれ示すように、近代的な都市空間の形成過程で構成されたある特定の地区を問題化する思想を、政治的・社会的・文化的なコンテクストをふまえて明らかにすることであると考えられる。つまり、本稿の課題にひきつけて言うならば、たんに地区改良の事業計画の内容とその帰結

を記述するのではなく、「長町」という場所が、差別的な言説によって「スラム」として表象される形式とそのコンテクストを探究することからはじめなければならない¹⁴⁾。

具体的には、特定の都市民衆の居住地としての「長町」、新聞報道にみられるその地区や住人に向けられた差別的な言説、そして地区を対象化する大阪府の衛生政策と警察権力による介入、という3つの関係的・段階的なそれぞれの事柄をひとつの社会的過程として整理し記述してゆくという手法をとることにしたい。この3つはそれぞれ、「場所」、「表象」、そして政策に裏付けられた「制度的実践」と形式的に置き換えることもできようが、その機制 (mechanism) が日常的な都市空間にあって明示的に作動することはまれである。というのも、James Duncan が Giddens に依拠しつつ述べているように¹⁵⁾、特定の地区や場所を差異化する文化的・社会的思考は、集会的にも個人的にも日常性の深層で構造化されており、通常、そうした場所の可視的な領域 (景観) を問題化する事態には至らないからである。しかし、ある特殊な状況や出来事 (例えば、流行病、都市暴動、公害といった脅威をともなう都市問題) をめぐってそれらが集会的感覚の表層に浮かび上がる時、つまり日常的な知から言説的な知へと移行する間に、自明視されていた景観や場所がひとつの問題領域として構成され、政策課題の明確化とともに制度的実践が介入する確固たる基盤が形成されるのである。

Duncan のいう日常的な知から言説的な知への移行とは、「場所」をめぐる社会的表象が生産され、その表象が特定の集団に共有されることを指す¹⁶⁾。David Harvey が指摘するように、特定のコンテクストでなされる言説実践をとおして場所の社会的表象が生産されるとき、その社会的表象は集団や場所に対して「物質的な結果を有する」のであり¹⁷⁾、そして同時に社会秩序の再生産を担う重要な局面を形成

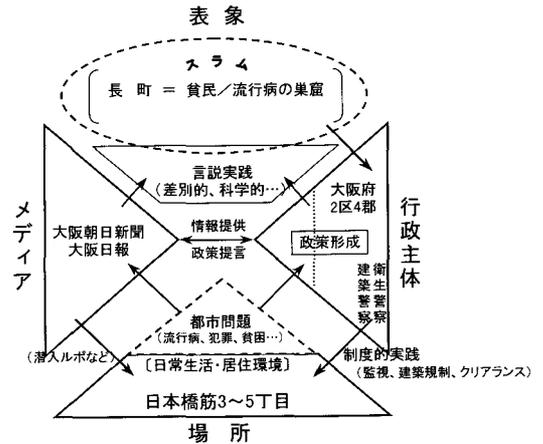


図1 場所—表象を軸としたフレームワーク

する¹⁸⁾。

この過程を簡略化した概念図を参考にしつつ (図1)、本稿の対象となる大阪「長町」を念頭におき、便宜的に事態を4つの段階に分けると、つぎのように整理することができる。

①日本橋筋3～5丁目は、雑業に従事する都市下層民の居住地であり、その住民の日常生活が再生産される《場所》である。また、「日本橋筋〇丁目」という表記は、南区の正式な町名である。

②大阪市街地におけるコレラの流行時に、日本橋筋3～5丁目は、数多くの患者を集中して出したことから、大阪府の衛生行政と新聞メディアの《言説実践》をとおして差別的なまなざしが向けられる対象となる。そして、かつての町名である「長町(名護町)」と「貧民の巣窟」・「流行病の巣窟」・「犯罪者の巣窟」の接合によって、「スラム」という社会的《表象》が生産される。つまり、都市問題 (コレラの流行) を媒介にした①から②への過程が、日常的な知から言説的な知への移行に相当する。

③大阪府では、内務官僚 (府知事・府警部長) の主導のもと、防疫対策としての衛生・建築制度 (「清潔法」, 「長屋建築規則」など) が体系化され、それを実施する警察権力が強化される。とくに、衛生・治安の観点から「スラム」として表象された「長町」の生活様式や居住環境 (= 景観) を問題化し、

政策の課題を町全体の取り払い（＝クリアランス）へと絞り込んでゆく。④そのような政策課題の明確化を受けて、衛生・建築警察の介入をとまう法令・規制が実施される。この《制度的実践》によって、「長町」の一部は実際に取り払われ改良されるのである。つまりこの場合、社会的表象の物質的な効果は、行政主体による制度的実践を通して長町に及ぶのである。

ここでの整理は、本文で提示するさまざまな言説の分析・解釈をリジッドに規定するものではなく、あくまで本稿の分析の枠組みを明確に示すための便宜的なものである。以下本文においては、まず長町の歴史と当時の居住環境を概観した上で(II章)、概念的に整理したこの過程について、改良事業の構想とその帰結を3つの局面、すなわち1886年の「貧民」移転計画(III章)、1887年の再開発計画(IV章)、そして1891年の地区改良事業(V章)、に分けて、日本橋筋の取り払い問題を差別的に頻繁にとりあげた『大阪朝日新聞』と『大阪日報』(のちに『大阪毎日新聞』)の記事を資料として記述してゆく¹⁹⁾。

II. 長町の概観

大阪市街地南端の紀州街道に沿って南北にのびる長町の起源は、1619(元和5)年、東町奉行久貝正俊がこの地に旅籠10株を許可したことにさかのぼるとされる²⁰⁾。都市化とともに「細民下層労働者其他悪漢無頼ノ徒ノ巢窟ノ地帯ト化」した長町に、1663(寛文3)年に町奉行石丸定次が再度20株を与えて長屋を建設し、さらに1666(寛文6)年の新町火災に際しては、長町ほかに木賃宿106軒を建設して「細民」に供するとともに、「風紀ノ悪シキ下層労働者ニ対シ此ノ地以外市内ニ居住一切相成ラスト厳達」した。その後「合邦ヶ辻」付近が西国巡礼の行路者や「乞食非人ノ野宿所」となって「体裁極メテ見苦シカリシ」ゆえに、1861(文久元)年に町奉行が長町に補助を与

えて木賃宿20棟を建設し、「乞食ノ類ヲ收容」する。しかし、「悪漢無頼及ヒ細民ノ多カリシタメ」に「風俗乱レ賭博其他罪惡ヲナスモノ多ク」、「悪徒ノ隠レ場所タルノ觀ヲ呈」していたという。

江戸期の長町は1~9丁目からなっており、1~5丁目では「商売が可成り繁昌して正業者が多く、貧窮者は少なかった」²¹⁾ものの、前述のような状況から長町全体が「社会一般ノ排斥スル所トナリ長町ノ住民ト聞ケハ何等信用ナク心アル住民ハ深ク之レヲ憂へ」て、1792(寛政4)年には長町1~5丁目までを日本橋筋1~5丁目と改称し、さらに1872(明治5)年3月に、日本橋筋1~5丁目と旧町名のままであった長町6~9丁目をあわせて、日本橋筋1~5丁目と

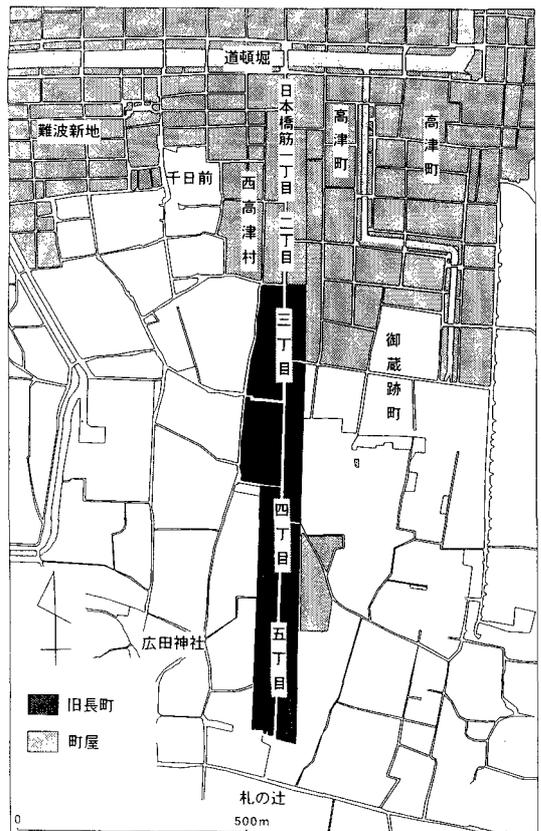


図2 研究対象地域

『日本近代都市変遷地図集成——大阪・京都・神戸・奈良——』(柏書房, 1987)所収の「大阪市中地区町名改正絵図」(1875年)と「大阪実測図」(1887年)を基に作成。

改称するにいたる。これによって、本稿の対象とする明治中期には、旧長町6～9丁目に相当する日本橋筋3～5丁目の街区が「長町」と呼ばれることとなった(図2)。

つぎに、このような歴史的過程で形成された明治期の長町の居住環境も概観しておこう。長町は、神田橋本町と近似的な町の構造を有していたと考えてよい。つまり、表通りには「旅人宿」(木賃宿)を営む家主の家屋(表店)が東側に17軒、西側に23軒ずつ南北の道路に沿って立地し、それぞれの家屋の裏店として、家主の経営にかかる裏長屋が東側に52軒、西側に51軒ずつ所狭しと軒を連ねていた²²⁾。裏長屋は長さ20～30間で、軒の高さは6～7尺、軒の出は1尺程度、向かい合う棟との間隔は4～7尺であった。こうした棟の間のわずかなスペースは通路、共同の庭、干し場、子どもの遊び場、さらには下水の流れ筋であり、井戸や雪隠、塵芥所が設置されていた。裏長屋への出入りは、家主が設置した表通りの木戸を通り抜けなければならず、住人の7割が「日極」の家賃を、木戸を通る際に支払っていたようである²³⁾。日極による賃借は、いわゆる「木賃宿」の形態と類似しており、その日暮らしの生活が営まれていたことを裏付けると同時に、流動性の高い(都市下層)社会を形成していたと考えることができる²⁴⁾。1戸の規模は狭いものでは間口1間・奥行9尺で、3畳分の広さしかなかったという。このような居住空間を有していた長町住民の生活様式を知ることのできる資料は少ないが、つぎの記述は居住・生活様式の一部を垣間見せてくれる。

無数の貧民ハ彼等が夫婦、兄弟、或は老嫗じいばあと餓鬼大将とを合して六七人 [6～7人] 客車的の城廓に団欒して生活をなせるにてありき、而して彼等の城廓として常住起臥眠食せる処のものハ、一間間口に、奥行一間半、其の三方は壁にして一方ハ明り取り、室の真中に窓を穿ち其の傍に入口あり、完全に畳を敷けるは、希有にして、多くは荒

根板の上に薄薦を敷けるもの多し、其の家財として見るべきものは…大和炬燵一ツ、煎餅布団一枚(悉く賃借物)、土釜一ツ、茶碗五ツ(中に欵けたるもあり)、桶二ツ、味噌こし一ツ、彼等が世体道具は概して此れに過ぎざりしなり、かく単純なる寧ろ乞食然たる境界にありて、雨天に閉籠られざる限は其の日常執る所の稼業によりて夫は幾分かの稼ぎをなして辛ふじて一家の糊口を支ふるにてありき²⁵⁾

表1 長町住民の職業構成

業種	15年以上	15年以下	計
「紙屑拾い」	735	867	1602
「雑業」	4629	2528	7157
「乞食」	487	341	828
「無職」	87	40	127
合計	5938	3776	9714

【大阪朝日新聞】1890年5月16日「府下貧民の現状」より作成。

この記述では、長町住民の「稼業」は「乞食然」たるものとされているが、実際には表1に示されるような構成をとっている。「乞食」は全体の8.5%に過ぎず、全体の70%以上を占める雑業には「傘の骨を削るもの、櫛を磨くもの、燐寸の箱を貼るもの、飲食物を小売するもの、屑拾ひ、煙仕替へ、土方、人力車夫、磨砂売り」²⁶⁾などが含まれた。さらに、「傘の骨を削り又は轆轤ろくろを作る職人は多く三丁目の裏借家に」、 「燐寸の箱を貼るものは四丁目の裏借家に」、 「五丁目の裏借家に住するものは大抵古木紙屑等を拾い歩くものにて前の二者よりは生活の度更に低くこのうちにはただ日々四方に徘徊するのみにて定業なきもの」が多く住んでいたとされ²⁷⁾、職業から見た場合、日本橋筋3～5丁目を一概に「長町」として括ることのできない居住分化が見られたようである。

以上のように、江戸時代に起源を有し、都市下層民の集住する長屋・木賃宿の密集地区であった長町は、1880年代以降、府や警察によって、改良あるいは移転などの対策をとる

べき地区として認識されるようになる。例えば、1882（明治15）年に政府から派遣された巡察使榎村正直（元老院議員）は、長町を視察してつぎのように述べている。

日本橋以南長町モ亦窮民ノ集ル処ニシテ高津新地ヨリ一層甚シク且ツ多シ 道路ニ棄タル廃物ヲ拾ヒ帰ルアリ 魚鳥ノ臟腑ヲ持帰り食フアリ 此処ニテハ業ヲ為スモノヲ見ス 食スルニ非サレハ必ス昼寝ス 是レ則チ窃盜拘摸賊徒ノ巢窟タリ 其居ル処老坪ニ竈鍋蒲団各壺ヲ添ヘテ一日ノ借料二銭六厘ト云 宜哉夜行ノ徒昼間身ヲ隠ス処タルコト²⁸⁾

そして、隣接する地区（高津新地）とあわせて、「勸業課ノ処分宜シキヲ得バ、或ハ良民トナルベキモアラン」とし、「貧民ノ集ル処スル」同地区の改良の必要性を説いた。榎村議員につづき、1884（明治17）年に長町を巡視した東京憲兵隊本部長三間正弘中佐は、「堺大坂間の要路に当る国道の近傍に斯る貧民を住居せしむるハ其の外見のみならず衛生上警察上にも頗る弊害を与ふる基なる可ければこの貧民は当路の地方官に告げて更らに他の偏僻の末町に移住せしむる」²⁹⁾と発言しているが、長町が衛生・治安の観点でより一般的に問題化されるのは、三間中佐が来阪した翌年のことである。

III. コレラの流行と「貧民」移転計画

(1) コレラの流行と衛生行政の対応

1885～1886年にかけて、大阪の市街地ではコレラが大流行し、「猖獗ヲ極メ」た³⁰⁾。大阪府は、「悪疫の伝染を予防するの道ハ種々あるべけれど…尤も其効ある」³¹⁾とされた「交通遮断」をもって防疫対策にあたる³²⁾。1885年10月16日、市街地で最初の交通遮断が日本橋筋4～5丁目の裏長屋に対して実行された。「南区日本橋筋四丁目二十五番地の裏長屋塩川利兵衛といえるものが虎列拉にかかりしより南検疫支部にては塩川方の対屋三軒と両隣とを取

こみて竹の垣を結廻し以てその処との交通を遮断せられこの竹の垣の中に居る人民二十八人へハ戸長役場より粥を与え居り」。そして「右の竹垣の外にて虎列拉を発せし者一人ありたるより此度は右裏長屋二十五軒の人民悉く交通を遮断」した³³⁾。

コレラ患者宅の両隣とその向かい3軒を「交通遮断」するのが一般的であったが、この場合は遮断した家屋の外側で発病者が出たために、裏長屋すべてを遮断するにいたっている。「交通遮断」の目的はいうまでもなく、保菌の可能性のある居住者をその住居内に監禁することによって他所との交通、周辺住民との接触を断ち、市内に蔓延することを防ぐことにあったわけであるから、ときには脱走を見張るための巡査を立てることもあった³⁴⁾。

この流行では当初から、「南区中虎列拉の最も多きところは日本橋筋三四五丁目の三ヶ町にてその病勢もはなはだ激烈なり」とされ、「途に発病して倒れ居りし者も少なからず又裏長家に発病者ありてその対屋三軒両隣の竹垣を結びて交通を遮断せられし箇所あちこちにあり」³⁵⁾という状況を呈していたために、日本橋筋3～5丁目は、初発から一週間もたたないうちに「虎列拉の巢窟」と位置づけられるようになる。日本橋筋にコレラが流行するのは、「此辺の家は二畳乃至三畳位みの矮屋のみにて然も其一間の内に夫婦二人暮すは稀にて大体二夫婦の上に老たる父母あり幼き子あり其雑居甚だしきより自然病を發する者多く且伝染するも亦速かなる」ためとされ³⁶⁾、「矮屋」であるという居住環境とそこに「雑居」という居住形態に原因が求められている。さらに、「日々市中を徘徊する乞食らは大抵この処〔日本橋筋〕より出ることゆえ右乞食們が同病蔓延の媒とならん」³⁷⁾とし、市中蔓延の原因さえも日本橋筋とその住民に帰されていた。つまり、当該期のコレラ流行が「日本橋筋の住民＝乞食＝コレラの媒介」という図式を成立させたのである。警察による防疫対策とし

での「乞食狩り」はこの単純図式を強化し、そして究極的に（あくまでその図式上での）根源を絶つことが構想され、日本橋筋1～5丁目全体を交通遮断することも議論されるにいたった³⁸⁾。

このように、1885～1886年期の流行では、安保が神戸市のコレラ対策に見いだした「監視／包囲」体制が³⁹⁾、日本橋筋においても「交通遮断」という方法で具体化されたと言えるが、本稿では、その過程で「日本橋筋」がどのように表象されていたのかについても注目したい。例えば、「流行病の巣窟」と題された記事は、「南区日本橋通四丁目五丁目の両町（旧名護町）には年中伝染病の跡を絶たず…元来此地たる貧民の巣窟にして衣食住とも衛生に適さざるは無論なれば其病原も種々なるべし」とし⁴⁰⁾、「年中伝染病の跡を絶た」ない地区であることを、「衣食住とも衛生に適さ」という生活様式の点から説明することで、「日本橋筋」という町名の一地区を言説の領域で異化し差別視する「流行病の巣窟」=「貧民の巣窟」という表象を生みだし、また Anderson にならって言えば、かつての町名である「名護町」をそのコンテクストからずらしてこの事態に接合したことにより、「名護町」（シニフィアン）と「貧民の巣窟」（シニフィエ）とが結びついた心象地理を構築するにいたったのである⁴¹⁾。

当時、大阪府の衛生行政に多大な影響力をもっていた大日本私立衛生会大阪支会は、1885年度のコレラ流行が「日本橋筋の一局所」に集中していたことをきわめて重く視ており⁴²⁾、同支会が素案をつくった流行病の予防と防疫を目的とする「清潔法」（1886年6月告示）⁴³⁾は、当然のごとく「日本橋筋（旧長町）の…裏長屋」を対象として実施された⁴⁴⁾。その模様は、まず南区長が「清潔事務施行を要する民家等を巡視」した上で⁴⁵⁾、およそ150人の人足が長町のコレラ患者を出した家屋の床下の土を6寸、その棟つづきの家屋の床下の土を3寸

掘り取って空き地へ捨て、その跡へは川を浚渫した土砂を埋め、さらに患者宅の畳をすべて焼き払うというものであった⁴⁶⁾。

以上のように、コレラの流行を契機として、日本橋筋は「流行病の巣窟」として表象され、「交通遮断」による監視・包囲の体制から、「清潔法」による衛生行政の介入を招き、「長町」・「名護町」というかつての町名が「貧民の巣窟」という言説に接合されつつ、今度はそれが解体されるべき場所として構築される段階へと進むことになる。

(2) 1886年長町の「貧民」移転計画

府の先頭に立って防疫対策に当たっていた府知事建野郷三と府警部長大浦兼武（検疫本部長）は、1886年8月から10月にかけて、長町をはじめ市街地周辺各所に散在する「貧民」（「貧戸」）の大々的な移転計画を打ち出す。大浦が作成した原案で1867戸（うち長町分は972戸）、原案をベースにして9月に提示された案で2700戸（同2291戸）の「貧戸」を市外に移転させ一ヶ所に囲い込もうというのである（表2）⁴⁷⁾。「日本橋筋三丁目ヲ始数町村人民移転之件」と題された大浦の原案は、つぎのような内容であった。

表2 「貧戸」の移転数

	8月案		9月案		10月案	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
日本橋筋 3 丁目	89	626	1878	500	—	—
日本橋筋 4 丁目	389	856	2568	746	—	—
日本橋筋 5 丁目	494	809	2427	678	—	—
計	972	2291	6873	1924	—	—
大阪全体	1867	2700	8100	2225	7211	—

本文注47)より作成。

府下南区日本橋筋三丁目以南ノ数町ハ俗ニ之ヲ長町ト称シ、古クヨリ矮屋櫛比軒ヲ重ネ毫モ空地ヲ余サズ。而テ其住民率ネ無籍無産ニシテ、適々業ヲ営ムモノアルモ、グレ宿ト唱木賃宿ノ外ナク、其為ス処出テハ市街ニ食ヲ乞ヒ入テハ賭博ヲ事トナシ、…妻子ハ常ニ海藻ノ如キ糞糞ヲ纏フテ市ニ紙片ヲ拾ヒ、飢レバ門ニ食ヲ乞フ、実ニ一種

無比ナル難民ニシテ凡犯罪者ノ此門ニ出デザルモノ稀ナリ。…長屋建築改良ハ最該町村ニトリ急務ニシテ…市街裏長屋ノ如キハ其一町中甚ダ多カラザルニヨリ、之ヲ改築スル亦大ニ難事ニアラズト雖ドモ、彼ノ數町村ノ如キハ其數僅々ナラザレバ、數百年來貧民ノ巢窟ヲシテ一朝遽ニ之ヲ撤却スルトキハ忽チ部民ノ住所ヲ失フベク故ニ先ヅ市外ノ田圃ヲ購ヒ、更ニ家屋ヲ建築シ之ニ移転セシメ…⁴⁸⁾

大浦の計画は、「矮屋」や木賃宿が軒をつらねる「日本橋筋三丁目ヲ始數町村」の住人を、「市外ノ田圃」に家屋を建築して移転させた上で、「貧民ノ巢窟」たる「長町」に「長屋建築規則」（後述）を適用して家屋を撤去しようというのである。「旧名護町に在る不潔なる裏長屋の移転を執行する」というこの事業計画を、「当府民にしては美拳とも称すべき事柄」⁴⁹⁾と位置づけた『大阪朝日新聞』の論説「旧名護町人家の移転」⁵⁰⁾論からは、事業の理念をより明確に見てとることができる。

論説「旧名護町人家の移転」は、まず「旧名護町」を「不潔汚醜の場所にして貧民の巢窟悪漢の淵藪」と位置づけた上で、つぎのような主張を展開した。すなわち、①大阪が「不潔汚醜」と言われるのは、「旧名護町に矮屋陋巷わいおくろう [小さく見窄らしい居住地区の謂い]」があるからである。②大阪に「偷盜拘摸とんとうこうもく」が多いと言われるのは、「旧名護町より罪人を出す」からである。③大阪に「悪風俗」があると言われるのは、「旧名護町に破落戸博徒ははくちやくばくち」が居住しているからである。そして、④大阪に「悪疫」が流行するのは、「旧名護町より数多の伝染病者を出す」からである。そして論説は、この4つの問題点が、「名護町」の居住様式に起因するとみなす。

多くは一戸の内を数面に區別し一室内の数人相住み南土の者も北越の者と膝を接し東奥の者は西薩の者と枕を併べ其状恰も街道筋の木賃宿若くは安泊と称する物と一般に

して而て尋常の木賃宿安泊の如きは僅に一夜の宿客を泊せしむるに過ぎれども旧名護町人は長きは数年短きも数月間此の如して生計を為すものなり故に一戸の内は小長屋の如くにしてここに住するもの十余名乃至二十四五名に達するものありと云へり

さらに、「名護町」の「家屋は極て陋矮にして不潔甚しく…通常一般の貧家或は裏長屋と同視すべからざるもの」であり、その「人民の種類を問へば概ね紙屑拾、煙筒仕替、金屑浚、門附、乞食等の事を以て日に二三錢乃至五六錢の錢を得て以て僅に生計を為すものにて世に最賤業と称する所の紙屑買の如きは名護町社会に在て最上の地位を占る」。また「木賃宿安泊」には「諸方より悪漢のここに蟻集して潜伏する」ゆえ、「旧名護町を概言すれば社会の極貧者犯罪人の巢窟と称する」のである。「故に大坂の犯罪人を云ば先づ名護町の住民を指し大坂の流行病を云ば先づ名護町の住民を指し大坂の貧民を云ば先づ名護町の住民を指し苟も大坂に在て有害のものは悉く名護町より発生せざるはなきが如く実に名護町は大坂の疾病と謂ふべきなり」。それゆえ、「名護町人家移転」計画によって「大坂全体に生ずる利益は少なからず」、①「公安を維持する事」、②「衛生に利益ある事」、③「風俗を矯正する事」、④「区内の体面を善する事」、の4点が可能になると結論づける。

ここに記された罵詈雑言には目をみはられるが、むしろ注目すべきは「伝染病のイメージが、犯罪・貧困・健康をめぐる言説の範囲にまで一般化し」⁵¹⁾、地区改良に関わる議論の導入を可能にするコンテクストを構成していたことである。つまり、コレラ流行を契機として生み出された長町の表象のうちに、衛生・警察行政が介入する確固たる基盤が形成されていたのである。

結局のところ、移転案を審議するために設置された大阪府区部会議員から構成される「四区一郡聯合会」の議事では、「共同住宅」建設

予定地の地元利益を代表する議員や予算に不満をもつ議員の反発を買い、本案はあっさりと廃止に追い込まれ、その後一度は「四区二郡聯合会」で議論されるものの、可決されることはなかった。しかし翌年には、隣接する盛り場・千日前の移転問題を引き起こしつつ、クリアランス計画として再度議論されることとなる。

IV. 1887年長町の取り払い・再開発計画

1886年に相次いで公布された「長屋建築規則」・「宿屋取締規則」（後述）や、「貧民」移転計画など、地区の居住環境を問題化する一連の出来事に、長町の地主・家主は、「到底我々は此地に永住する事」はできないと考えはじめる⁵²⁾。そこで持ち上がったのが、長町の「不潔家屋」を取り払い、その跡地に繁栄策として市街地に散在する興行物あるいは盛り場・千日前を移転し、さらに劇場・花街の免許地指定を受けようとする、大規模な再開発計画であった。地主・家主自らが長町を「貧民無頼者の巢窟」と呼び、「朱線内〔日本橋筋3〜5丁目〕を以て一大興行場となし近くは西京新

京極の如くし字千日前を始め市街に散在せる所の諸興行物をして悉皆此に移転」することを要望する願書を1887年3月に大阪府へ提出したのである⁵³⁾（経過は表3参照）。

要望書の提出以降、発起人たちは裏長屋の家賃を引き上げて住人の移転を促すとともに、転出後は貸家をしないという立ち退きに近いような態度をとった。この事は風説ともなり、裏長屋住民へも影響を及ぼしはじめる。住民は発起人が経営する米穀店では米を一切買わなかったり、毎日集会を開いては「我々は貧民に違ひはなけれど親代々ここに住居する事なれば去るに忍びず又他に行くべき所もなければいっそ移転発起者の家に押寄せ」⁵⁴⁾談判しようとするなど、不穏な動きをみせていた。府は免許地指定願いに対しては沈黙をたもち、長町周辺地区の「不潔家屋」に対しては「長屋建築規則」に基づく立退・改造命令を出したものの、長町自体に対しては「地主家主等より同所を以て劇場及び花街等を免許するの地とせられたき旨出願したるの故にや」何の命令も下さなかったのである⁵⁵⁾。

こうした状況のなかで7月24日にいたり、長

表3 長町の取り払い・千日前興行禁止計画の経過

年 月	千日前	長町
1887 3		請願書提出（6日）
5		追申書提出
7	1888年12月限りとする禁止令（25日）	取り払い期限の決定（25日）
8	7年の猶予を請願	
1888 1	内務省へ延期を陳情（7日）	南区役所へ1年半の延期を請願
	内務省へ延期を陳情（13日）	
	内務省、請願を却下（下旬）	
2	10年の延期を西成郡役所へ請願、却下	
3	2年半の延期を南区役所・西成郡役所へ請願（24日）	
4	1890年12月まで禁止延期（18日）	
1890 7	府知事へ禁止延期を請願（11日）	
	1900年12月まで禁止延期（15日）	南区役所へ10年の延期を請願
8		1900年12月まで取り払い延期（1日）
1893 7	禁止令を取り消し	
1900 8		取り払い延期（1日）

【大阪朝日新聞】（1887年7月27日、8月2日、1888年1月24日、1月27日、2月16日、3月26日、4月21日、1890年7月12日、7月16日、8月2日、1894年2月15日）、【大阪日報】（1888年1月6日、1月21日、3月16日）、【大阪毎日新聞】（1900年8月1日）より作成。

町に対して興行場、遊覧場、人寄席、遊戯場、劇場（2ヶ所）などの「劇場諸興行物の許可」があり、あわせて家屋の取り払い期限も定められた⁵⁶⁾。そして翌25日に千日前の香具師に対しては、1888（明治21）年12月末を期限とする興行の禁止が通告される⁵⁷⁾。2つの通告をあわせて考えると、許可された月から6ヶ月ごとに日本橋筋3～5丁目の不潔家屋を順番に取り払うというスラムクリアランスと、その跡地に盛り場・千日前を移転して再開発するという計画に、発起人たちの要望が具体化されたことがわかる。しかしながら、彼らの主眼はあくまで「市街各所に散在する諸興行物及び二三の劇場と新町堀江の遊廓をも併せて茲に移す事」にあり、府の許可には「大いに失望し…最初に計画したる目的を失ひたる有様」であったという⁵⁸⁾。

さらに裏長屋の住民や木賃宿に逗留する者たちが、「この上は手をもって引摺り出さるるとも立退くまじまた…無理に放出さばこの地に興行物のできて繁華の地となりし後再び舞戻来て路傍または軒下を住居としこの地はいつまでも離れまじ」と反発したゆえに、発起人の間でも意見が分裂し、3、4名を除いた発起人たちの一部は認可の取り下げを願い出て、「長屋建築規則」に基づき改築しようとする動きも出てきた⁵⁹⁾。その後、日本橋筋3丁目の「不潔家屋」取り払いの日限が迫ると、家主は自らが居住する表通りの家屋の対処に苦慮して府とも対立するようになる。その理由は、「傾斜或は不潔」の家屋もあるが、まだ充分に使用できるものもあり、いっしょくたに取り払われては困るというのである⁶⁰⁾。発起人は、表通りの家屋はまず従前のままにし、移転してくる興行人の意向に任せたい考えていた。ところが、府はそれを認めず、表裏を問わずに「不潔家屋」の取り払いを命じたのである。

遊廓設置不許可に端を発する分裂、裏長屋住人の反発、そして府との意向の相違を背景

に、発起人たちは千日前の興行主たちの反対運動をみながら、徐々に決定の取り消しあるいは延期の請願へと傾いていった⁶¹⁾。そして、1888（明治21）年4月に千日前興行場等の禁止命令の2年間延期が認められたことで、長町の全面取り払い計画はあやふやなうちに潰えることとなった。しかしながら次章で述べるように、この結末は長町に対する「長屋建築規則」施行への始まりともなったのである。

V. 「長屋建築規則」による長町の取り払い

(1) 建築規則の制定

長町に対する一連の移転・取り払い計画に前後する1886年、長町の建築形態・居住環境を規制することが可能な二つの規則が制定されている。そのひとつが「長屋建築規則」（甲第5号布達）であり、もうひとつが「宿屋取締規則」（甲第67号布達）である。

「長屋建築規則」は日本における最初の本格的な建築規則と位置づけられており、表4に示される内容を備えていた⁶²⁾。本規則の主旨は、借家の大部分を占める長屋建築の「改良」にあり、この点が問題化したのはまさに前述した1885～1886年期のコレラ大流行に際してである。

「長屋の建築といへば皆概して粗造不潔を極め衛生上に大害を與ふる」との認識を強めた大日本私立衛生会大阪支会の会員が、大阪府へ「建築改良法」を建議し⁶³⁾、それを受けての「今度大阪府に於て新たに借家建築に関する規則を制定し、自今借家を建築せんとする者ハ予じめ其構造方法を所轄警察署へ届出でて検査を受けし上工事に着手することにせらるる由其に付来る十日同府庁に於て建野府知事が議長となり常置委員、四区長、府立病院長、警部等を議員として衛生会を開設し右規則草案の可否を審議決定せらるる筈」⁶⁴⁾という新聞報道からは、大阪支会の会頭である建野を中心にして、建築規則が制定されたことがうかがわれる。

表4 「長屋建築規則」の主な内容

規則種類	内容	条項
1 適用対象	2戸以上で1棟を構成する建物(長屋)の新設、改造(旧建物を区画し数戸に改築)、増設(旧建物に接続して1戸以上を増築)を対象とする。大阪・奈良の市街地とその「接続の町村」に施行。	①, ⑰
2 手続の規定	所轄警察署の着工許可・使用認可権。願書正副2通)の提出義務。②, ③, ⑮	
3 命令の規定	所轄警察署の新設・改造・増設の許可権, 落成時の検査・許可権, 既存長屋で「衛生上有害若クハ危険ト認ムルモノ」に対する立退命令権, 改造・居住禁止命令権, 立退者への長屋貸与の認可権。	⑰, ⑱, 付則第1項, 付則第4項
4 罰則の規定	各規定の違反者, および事実を隠蔽し所轄警察署の認可なしに長屋を借りうけた立退者は, 刑法第426条の刑に処される。	⑲, 付則第3項, ⑲但書
5 敷地内条件の規定	長屋は他の建物と3尺以上の距離をとる。建物敷地は前面の溝し上端から高さ1寸5分以上。通路の広さ(幅)は6尺以上。裏長屋は表屋を通過せず表の道路へ出られるように2ヶ所以上の路地口を設置。	④, ⑤, ⑦, ⑧
6 建物構造形態の規定	1棟の戸数は5戸以内。建物床板, 敷地から高さ1尺5寸以上。建物床下の仕切壁は, その面積の5分の1以上の空気窓を設置。窓は, 1戸の4面のうち少なくとも2面に開設し, その広さは建坪面積5分の1以上。	④, ⑬, ⑭, ⑯
7 衛生施設の規定	厠は2戸に1ヶ所以上を設置。軒下への厠・便器の設置禁止。厠・芥溜あるいは井戸の新設に際しては, それぞれ1丈2尺以上離す。厠に使用する糞坪は陶器製を使用。下水小溝の設置。	⑨, ⑩, ⑪, ⑬, 付則第2項

本文注62) ②より作成。

5月14日に公布された「長屋建築規則」は、6月19日に付則、10月16日に改正、と後日に修正が加えられている。とくに注目されるのは、この修正を中心に、所轄警察署の権限が強化されたことである。つまり、「長屋居住者居住ノ現状極テ不潔ニシテ公衆ノ衛生ニ害アリト認ムルトキハ立退ヲ命ズル」(追加第17条)という立退命令権、「前条ニ依リ立退ヲ命ゼラレタル者ニハ所轄警察署ノ認可ヲ受クルニアラザレバ長屋ヲ貸与スベカラズ」(追加第18条)という立退者への長屋貸与の認可権がその軸であり、追加第17条・追加第18条の現住長屋への適用も付則に含まれた。5月に制定された「長屋建築規則」に対し、10月という時期に改正・追加がおこなわれたのには理由がある。それは、第三章でとりあげた1886年の「貧民」移転計画を法的に裏付け、事業を円滑に促進することであった。つまり、既存の長屋に住む「貧民」を移転させた上で、残された長屋を「長屋建築規則」に基づき改造するが、立ち退いた住民は所轄警察署の許可なく別の長屋に転居することができないわけであるから、必然的に「共同住宅」に入居せざるを得ず、また長屋が新築改造を終えた後に、いったん

立ち退かせた「貧民」を再度居住することをもとめられる内容だったわけである。おりしもこの時期には、建野が「四区一郡聯合会」による移転計画の否決を受けて、「四区二郡聯合会」を組織し再度移転計画を審議させていた。建野の意図は「連合会を開かると同時に…長屋建築規則を改正追加して以て理事者が該移転の事務を断行するに於て大なる便利都合を得しむる様に」することにあり、「長屋建築規則」のこの時期の改正から「貧民移転の事に関する府知事の決心の程を窺い知る」ことができるのである⁶⁵⁾。

しかしながら「四区二郡聯合会」は建野の計画した「貧民」移転をあっさり否決し、また翌年に起こった千日前移転問題とのからみから、建野の在任中に長町に対して「長屋建築規則」が施行されることはなかった。皮肉にも、後任の西村知事のもとで、本格的な「長屋建築規則」の施行による長町のクリアランスが遂行されることとなる。

以上のような事情もあり、長町に対して適用された最初の建築規制は、1887年12月に公布され1888年1月から施行された「宿屋取締規則」であった。同規則の要点は、「大阪四区内」

にある「木賃宿」,「客間」が10坪以下の「下宿屋」,同じく25坪以下の「旅人宿」の営業禁止にあり,とくに「木賃宿」については営業区域を指定することで市街地からの立ち退きを明文化している⁶⁶⁾。南区全体で60戸前後ある木賃宿のうちのおよそ50戸が日本橋筋と高津町付近に立地しており⁶⁷⁾,同規則の施行は,長町の居住環境を有効に規制する手だてになったと考えられる。

施行後の長町では,木賃宿に逗留していた数人が一緒になって,家賃が裏長屋数戸分と大差のない表通りの旅人宿一戸を借りてとどまる場合や,「客室狭隘」のために基準を満たせず廃業した宿屋が戸外に「寄留座敷,二階貸し」といった張り紙をして「内実宿屋類似の業を営む」場合もあったようであるが,実際には「長町木賃宿に住居したる者は同地を追払はれ其後所々に散乱」したことを考えると⁶⁸⁾,ある程度の効力があつたと言えよう。こうした動向を前章の議論に関連づけて考えると,千日前移転問題の顛末がはっきりしない状況にあって,府は「長屋建築規則」ではなく予備的に「宿屋取締規則」をもって「不潔家屋」が密集している長町に対処していたと考えることができる。

(2) 長町の取り払いと「貧民」のゆくえ

ところで,2年間の延長が認められていた千日前が,1890年7月にさらに10ヶ年の猶予を得たことで,発起人は正式に「取払延期」を府に請願した⁶⁹⁾。府が「書面願の趣聞届候事但し期限内と雖も長屋建築規則其他一般の取締規則及び時々の令達は総て遵奉する義と心得べし」⁷⁰⁾として請願を受理したことで,3年におよぶ「日本橋筋取払問題」は収拾がついたかにみえたが,長町の「いずれの長屋にてもかつて立退の命令ありし以来今に取崩す家なりとて誰も修繕を加へたることなければいやが上に朽敗してきてこのまま十ヶ年間持続すべしとは思われ」⁷¹⁾ない状況であり,こ

の請願受理はそうした長町家屋に対する「長屋建築規則」実施への布石ともなったのである。翌1891年3月,はじめて長町に「長屋建築規則」が適用されるかたちでひっそりと,しかし大規模に不潔家屋の改造が始まった。その様子は「日本橋すじ長屋の取払,貧民の行方」と題してつぎのように報じられている。

細民の巢窟と音に聞えし南区日本橋筋三丁目以南五丁目まで打つぎきたる不潔長家は其筋より本月一日を始めとして来る五月迄に取毀ちて改築することを達せられたるが此戸数は二千四百十戸人員九千二百二十六人ある由の所目下追々取崩しに掛りたれば之に住へる貧民等は立端に迷ふて茫然たるもの多しと尤も其中には新築長家も出来上るべきも長家規則によりて建築するものなれば戸数も在来家屋の四分の一若くは五分の一に減ずべく且つ家賃も幾許か引上るべければ夫の貧民の落附く先きは何処なるべき多分難波,曾根崎,福島,北野,左なくば玉造の場末などなるべしといふ⁷²⁾

表5 事業の進捗状況

	箇所	戸数
完成	42	380
工事中	99	2522
未着手	50	887
計	191	3789

【大阪毎日新聞】(1901年4月24日)より作成。

この記事からは,「長屋建築規則」に基づき3月1日から4月末日までを期間として,長町の「不潔長家[屋]」に住む「貧民」9126人を立ち退かせ,2410戸を「取毀ちて改築する」という大規模な事業計画の存在を知ることができる。そしてこの事業の期限間近の進捗状況は表5に示される。移転戸数の総計(4930戸)は,3月当初の計画のほぼ倍になっている。この時点で完成した新築あるいは改良した長屋はわずか380戸である。つまり,移転戸数4930戸から工事中と未着手の合計3409戸を差し引いた1521戸分の「不潔長家」を「改築」して完成したのがこの380戸の長屋であり,これは

表6 長町「貧民」の移転先

移転先	戸数
難波村	1905
天王寺村・北平野村	1226
木津村・今宮村	874
高津新地・御蔵跡	805
本籍地	120
計	4930

【大阪毎日新聞】(1901年4月24日)より作成。

まったく当初の計画通りに「在来家屋の四分の一」に減じられたことになる。

この結果、「従来市内にて不潔家屋の最も多かりしは…旧名護町なりしも同所は近頃過半改築して清潔に」なったとの理由で⁷³⁾、長町に対する清潔法はこの年実施されていない。つまり、1891年の春先に実行された「不潔長屋」の取り払いは、清潔法実施を省けるまでに長町を「清潔」な地区に変容させたのである。

また、立ち退かされた「貧民」の移転先もやはり予想通りに長町周辺の「場末」の村となっているが(表6, 図3)、彼らが移転先で直面した事態がどれだけ深刻なものであったか

は以下の二つの記事から垣間見ることができる。

南区日本橋筋三四五丁目は現今長家の建築改造中なるが同所に住みいたる貧民等は他に行き所のなきより皆な木津村又は難波村の方へ同居なし一戸六畳一間位の家に夫婦三組も居住なし居る趣きにて中には無届の者も多くある由なれば此際難波警察分署にて戸口調査を嚴重になし猶ほ両村の長屋建築改築も同時に実行される筈なりと⁷⁴⁾

府下の饑寒窟として世にその名を知られたる別天地、南区日本橋筋三丁目以南の不潔家屋は悉皆改築を命ぜられしにつきここに住み居たる幾多の貧民はその当時難波、木津、今宮、天王寺等の近村それぞれ退去せしが目下虎列拉病流行の兆ある折からとて天王寺警察署の巡査が部内の家毎に不潔場所掃除の注意を促し廻るうち北平野町、清堀村等の間狭き小屋に四五十名〔40~50名〕の老若男女が大抵は裸体のままにてご



図3 日本橋周辺地域と「貧民」の移転先

【日本近代都市変遷地図集成—大阪・京都・神戸・奈良—】(柏書房, 1987) 所収の「大阪実測図」(1887年)を基に作成。

ろごろ寝転ぶもあれば佇むもあり亜弗利加
蛮地の住居と雖もかくまで醜体を極むざる
べしと思うばかりの有様なればなにゆえに
かくは多人数集り居るやと問えばいずれも
前日日本橋筋より追い出されて他に寄る辺
なき者共と知れしが何分右のごとき次第に
ては衛生上にも甚だ気遣わしければとて昨
日右等の家主を警察署に呼出して早々退去
せしむべき旨を命じたりという⁷⁵⁾

「幾多の貧民」の移転先は「新名護町」と
呼ばれるなど差別的な扱いを受け、さらに所
轄警察署に与えられた立ち退き者への長屋貸
与の認可権によって、ゆくさきざきで「退去」
を命令されたのである。

「貧民」が立ち退き、「不潔家屋」が改築さ
れた後の「名護町貧民の現況」(8月)はいか
なるものであったのか。

府下の飢寒窟なる南区日本橋筋三丁目よ
り五丁目まで即ち旧名護町の不潔家屋は予
て記せしごとく当春来改築に着手し従来同
所に住居せし貧民は多く近傍の西成郡今宮、
木津、難波、東成郡天王寺、北平野、西高
津等の各町村へ退去せしが右貧民中近頃に
至りて追々落成する改築家屋へ引移る者あ
るにより所轄南区役所にては改築後の情況
を取調のため此の頃吏員を出張せしめくわ
しく住民の模様を視察せしめたるにこれま
でここに群居したる貧民共は大體無資無産
にしてラオの仕替え⁷⁶⁾、傘張り、マッチの箱
張り、紙屑拾いおよび乞食の類のみにて商
業をなすがごとき者は一向少なりしも今
度不潔家屋を改造して間取りも広くなり清
潔にもなりて通常の借家と少しも変る所あ
らざるよりか住む者の気持ちも自然幾分か
高尚になりかつその筋の注意と家主の説諭
行届きたるとに依りてや従前のごとき紙屑
拾いや乞食をなす者は一人もなく十銭乃至
二十銭の資本ながらも日々青物、飲食物等
の行商を営む者目下六七十名もあるに至り
大いに同所の面目を一新したりという…もっ

ともこの新長屋に復帰せし者は従前の貧民
中にてても上等の部分には相違なきも今後追々
に移住する者も乞食体の見苦しき貧民は絶
えてなかるべきは勿論この上かの東西に新
道を開通するの計画も成立ち愈交通の便利
自由になるに至らば漸次繁栄の場所となり
古来有名なりし貧民の巢窟と呼ばれたる名
護町も数年を出でずして旧觀を一掃するに
至るべしといえり⁷⁷⁾

つまり、長屋の改築によって追い出されて
周辺地区へと分散していた従来長町住人であ
る「貧民」のうち、改築後の「新長屋」に
再び居住できたのは「従前の貧民中にてても上
等の部分に」属するいくらかの資産をもちあ
わせ小商いをできるわずかな者たちだけであ
った。そして「貧民の巢窟」と呼ばれた「名護
町」の「旧觀を一掃」できると予想されたよ
うに、数年後には「大阪の長町といへば江戸
の下谷山崎町の如く貧民の巢窟のやうにいへ
れど近頃は追々進歩して新築の家屋建て列ね
大道砥の如く都会の一市街として恥づる所な
きほど」となったのである⁷⁸⁾。1897年に大阪を
訪れ「第一の貧民部落なりと称せられたる名
護町の如き旧時の面目を減じたる」⁷⁹⁾と述べた
『日本の下層社会』の著者として知られる横
山源之助が、その理由を「不潔家屋に退去を
強制」したことに求めたことも、本節で論じ
てきた長町の取り払いをめぐる動向の傍証と
なる。

かくのごとく、「家屋を改良せば必ず貧民は
住む能はずして自然、此地の改良を得られる
べき」⁸⁰⁾と目論まれた長町への「長屋建築規則」
の適用は、数多くの「貧民」を立ち退かせた
上で「不潔家屋」を改造し、改築・新築した
家屋には「貧民」を戻らせないという、きわ
めて効果的な「長屋建築規則」施行に基づく
一大地区改良事業であった。以上の議論から
明らかなように、1891年春のこの出来事は、
日本橋筋3～5丁目に対する大阪最初のスラム
クリアランスと結論づけることができる。

VI. む す び

本稿では、明治中期の大阪で構想された地区改良事業の内容とその帰結を3つの局面に分けて記述してきた。ここでは、長町の取り払いをめぐる動向をまとめた表7を参照しながら、本稿で得られた知見をもとに、それぞれの局面で構想された計画をひとつの系譜として整理しなおすことで結論としたい。

まず最初の局面（1885～1886年）では、コレラの流行を契機として日本橋筋3～5丁目の居住環境が問題化（スラムとして表象）された。この過程で、借家として都市の周縁部に数多く立地していた長屋の建築を規制する「長屋建築規則」、そして木賃宿の建築と立地を規制する「宿屋取締規則」という2つの規則が制定されると同時に、「長町」の「貧民」を移転させて市外の「共同家屋」に囲い込む事業が計画された。第2の局面（1887年～）では、長町を取り払いその跡地の再開発のために盛り場・千日前を移転するという計画がたてられた。さきの「貧民」移転計画は府知事建野と府警部長大浦が構想したものであるのに対して、この計画では長町の家主らが発起人となり、この計画では長町の家主らが発起人となり、この計画でもおもわれるが、前年の「移転」を「取り払い」へと練り直した一貫した（つまり建野の）クリアランス計画であり、千日前の興行移転

は当時議論が胎動しつつあった「市区改正」と関係した構想でもあった⁸¹⁾。1891年のスラムクリアランスが第3の局面にあたる。この事業は体系的な計画をもたない「長屋建築規則」の徹底した実施の帰結であること、あるいは長町のクリアランスに熱心であった建野の左遷後であることから個別の事業とも考えられなくはないが、結果として建野が長町の移転を円滑に進めるために改正した「長屋建築規則・付則」の効力によって長町がクリアランスされたこと、そして10ヶ年の「取払延期」を認める代わりに同規則を施行した事実を顧みれば、1891年のこの出来事は1886年来の一連のクリアランス構想の帰結であったと結論づけることができる。

ところで、1891年のスラムクリアランス遂行によって、横山らの発言に見られたごとく、「今や長町は昔日の名護町とは全然其の面目を改」めるに至ったが、明治30年代にはいると、再び周辺部の「矮屋」が問題視されるようになり、1903（明治36）年に大阪で開催された第5回内国博覧会をきっかけとして、長町周辺地区は再度、スラムクリアランスされることとなる。結局、この地区は、昭和戦前期にいたるまで、つねに差別的なまなざしが向けられつづけ、同時に、改良されるべき対象でありつづけた。このような都市空間の近代化過程のさまざまな場面で構想されたスラム

表7 長町の取り払いをめぐる動向

年 月	摘 要
1882	巡察使榎村正直が長町・高津新地を視察、地区改良を提言
1884	東京憲兵隊本部長三間正弘が長町を視察、貧民の移住を提言
1885 10	日本橋筋にコレラ流行、交通遮断の実施
1886 5	「長屋建築規則」の公布
6	長町に「清潔法」実施
8	長町の「貧民」移転計画
9	四区一郡聯合会が移転計画を否決
10	四区二郡聯合会が移転計画を否決
12	「宿屋取締規則」の公布
1887 7	長町の取り払い期限決定
1890 7	長町の取り払い期限延期
1891 3	「長屋建築規則」の適用による長町のスラムクリアランス
1900 8	長町の取り払い期限延期

クリアランスのあり方を、時の官僚や都市思想をふまえて、相互に関連づけて論じる必要があるであり、本稿はその出発点である。

(大阪市立大学・院)

本稿を作成するにあたり、大阪市立大学の山野正彦先生、水内俊雄先生には多くの助言をいただき、長谷川達也氏ほか院生諸氏には図表の作製を手伝っていただいた。感謝の意を表します。なお、本稿で使用した資料において差別的表現とみられる用語もあるが、歴史的資料としての価値を考え、原文のまま引用した。

[注]

- 1) 総合研究開発機構「新聞にみる社会資本整備の歴史的変遷」日本経済評論社、1989、242～243頁。
- 2) このように本稿では、「貧民」とされた人びとが居住する地区を指す差別的表現を多数引用することになる。いずれも当時の新聞記事を中心とした資料からの引用であるが、そのような表現そのものが当時の思想を具現する問題の重要な一部であり、差別的な表現部分を別の表現に置き換えてしまえば、問題の存在そのものを対象化できなくなるように思われる。それゆえ、歴史的な資料としての価値も考え、以下本文では資料に基づく差別的な表現はすべて「」内に表記して引用することにする。
- 3) 成田龍一「近代日本都市史研究のセカンド・ステージ」、歴史評論500、1991、188～205頁。
- 4) この範疇には、日常生活の再生産やコミュニティの形成なども研究領域として含まれるが、むしろそうした日常性を起点として発せられる異議申し立てや抵抗を探究することも重要となる。
- 5) 水内俊雄「近代都市史研究と地理学」、経済地理学年報40、1994、1～19頁。
- 6) ① 藤森照信「明治の東京計画」、岩波書店、1990、363頁。② 石田頼房「日本最初のスラムクリアランス——神田橋本町改良事業」(『日本近代都市計画史研究』、柏書房、1987、69～125頁)。③ 橋爪紳也「明治20年大阪における市区改正構想について——建野郷三による都市施設移転計画」、昭和62年度 第22回日本都市計画学会学術研究論文集、1987、103～108頁。
- 7) ① 杉原 薫・玉井金五編『大正 大阪 スラム：もうひとつの日本近代史』、新評論、1986、299頁。杉原・玉井編の研究にさきがけて、地区の性質を計量的に分析したつぎの文献も参照。② 水内俊雄「工業化過程におけるインナーシティの形成と発展—大阪の分析を通じて—」、人文地理34、1982、1～25頁。③ 水内俊雄「戦前大都市における貧困階層の過密居住地区とその居住環境整備事業—昭和2年の不良住宅地区改良法をめぐって—」、人文地理36、1984、1～23頁。この他に本稿の参考になる文献として、被差別部落史研究の成果があげられる。④ 小路田泰直「市域と部落—雇傭と治安・衛生—」(部落問題研究所編『京都の部落問題② 近代京都の部落』、部落問題研究所出版部、1986、199～233頁)。⑤ 横井敏郎「明治・大正期における都市の拡大と部落行政の転換—京都市を事例として—」、部落問題研究108、1990、19～35頁。
- 8) 藤森著書、前掲6) ①、石田著書、前掲6) ②。
- 9) 東京府会編「明治十四年東京十五区臨時会議事録」(藤森照信編『日本近代思想体系19 都市建築』、岩波書店、1990、7～36頁)。
- 10) 吉田伸之「江戸の〈民衆世界〉と橋本町一件」(藤森照信編『日本近代思想体系19 都市建築付録(月報17)』、岩波書店、1990、5～8頁)。
- 11) 安保則夫『ミナト神戸 コレラ・ペスト・スラム：社会的差別形成史の研究』、学芸出版社、1989、326頁。
- 12) 野嶋政和「近代都市空間の秩序形成過程における衛生思想と警察」、ランドスケープ研究60、1997、441～446頁。
- 13) 遠城明雄「近代的都市空間の形成と『社会的規律』—1890～1920年代の福岡県門司港を事例として—」(荒山正彦・大城直樹編『空間から場所へ—地理学的想像力の探求』、古今書院、1998、46～57頁)。
- 14) ここでの筆者の関心は、近年、欧米の文化・歴史地理学で積極的に取り組まれている場所の社会的意味と表象をめぐるとの問いの方向性を共有している。① Anderson, K. and Gale, F. eds., *Inventing Place: Study in Cultural Geography*, Longman Cheshire, Melbourne, 1992. ② Goss, J., 'The built environment and social theory: toward an architectural geography', *Professional Geographer* 40, 1988, pp. 392—

403. ③ Anderson, K., 'The idea of Chinatown: the power of place and institutional practice in the making of a racial category', *Annals of the Association of American Geographers* 77, 1987, pp. 580-598. ④ Anderson, K., 'Cultural hegemony and the race-definition process in Chinatown, Vancouver: 1880-1980', *Environment and Planning D: Society and Space* 6, 1988, pp. 127-149.
- 15) Duncan, J., 'Elite landscape as cultural (re) production: the case of Shaughnessey Height', Anderson and Gale 編著, 前掲14) ①, pp. 37-51.
- 16) 都市のさまざまな社会的表象を分析した例として, アラン・コルバン (小倉ほか訳) 『時間・欲望・恐怖』 (藤原書店, 1993, 389頁) がある。
- 17) Harvey は Henri Lefebvre の「空間の生産」論にふれつつこの弁証法のプロセスを「場所構築」とよび, より開かれた「場所構築のポリティクス」を要請している。① Harvey, D., *The Condition of Postmodernity: An Enquiry into the Origins of Cultural Change*, Basil Blackwell, 1989, 378p. ② Harvey, D., 'From space to place and back again: reflection on the condition of postmodernity', in Bird, J. et al., *Mapping the Future: Local Cultures, Global Changes.*, Routledge, London and New York, 1993, pp. 3-29. デイヴィッド・ハーヴェイ著, 中島弘二訳「空間から場所へ, そして再び場所から空間へ—ポストモダニティの条件に関する省察—」, *空間・社会・地理思想* 2, 1997, 79~97頁。
- 18) 差別と排除を促す「スラム」という社会的表象は, 翻ってその対極にあるものとしての清潔な都市空間や市民意識という規範をも作り上げることになる。
- 19) 本稿が歴史地理学的な研究である以上, 一次資料の発掘・使用が望まれることは重々承知しているが, 残念ながら明治中期の長町の地区改良に関する文書は, 大阪市立公文書館が所蔵する「南区文書」に含まれる一点 (後述) を除いて発見されておらず, 新聞資料の使用に偏らざるを得ないのが現状である。しかしながら, 当時の新聞を資料として利用する理由も少なからずある。まずは, 当時の新聞には「公報」の欄があり, 本稿で言及する各種府令はすべて『朝日新聞』に掲載されていること, そして明治期の地区改良事業を研究する場合, 前述の石田氏も指摘するように, 事業の概要は公文書から明らかになるものの, クリアランスされる側 (貧民・細民) の声やその後の行方を追うには限界があり, 三面記事で積極的に報道した新聞が有用であること, ことに大阪の場合, 1891年のスラムクリアランスは, 既存の研究ではその存在さえもまったく指摘されていない事例であり, 新聞の関係記事から得られる情報を整理することで, はじめて明らかになる事業であること, などがあげられる。また, 以上に述べてきたように, 筆者自身の分析のスタイルが, 言説のコンテクスチュアルな解釈に基づいた表象の批判的分析に重きをおいていることも, ひとつの理由である。『朝日新聞』・『大阪日報』の2紙をとりあげるのは, 当時の大阪にはこの2紙以外に日刊紙がないこと, 前述のごとく府令公布などの公的な発表が掲載されたこと, そしてとくに『朝日新聞』は, 長町を差別的に表象すると同時に府の計画した地区改良事業に対して積極的な論陣を張り, 政策を提言していたからである。
- 20) 歴史的概観は, つぎの文献に基づいている。
①大阪市役所教育部「大阪市ニ於ケル細民密集地帯ノ廃学児童調査ト特殊学校ノ建設ニツキテ」 (関一『不良住宅ニ関スル資料』所収, 1921, 大阪市立大学学術情報センター所蔵)。②大阪市社会部調査課編『大阪市住宅年報 (昭和元年)』, 大阪市社会部, 1928, 198頁。引用は, 注記しないかぎり①からのものである。以下, 引用文中の傍点は筆者が施したものであり, 必要に応じてルビをふり, [] 内に注記を加えた。
- 21) 前田貞治「長町変遷の跡を顧る (三)」, 大大阪14-8, 1938, 64~71頁。
- 22) 『商業資料』1896年2月10日。
- 23) 鈴木梅四郎「大阪名護町貧民窟視察記」 (西田長寿編『都市下層社会』, 生活社, 1949, 215~261頁)。
- 24) このような形態をとるゆえに, 「同長屋の中に病者あり, 出稼叶わずして忽ち糊口に差悶ゆる時は長屋中相談して些少宛の飲食物を持ち寄り, 丁寧懇切に慰藉して飢餓の憂なからしめ」, 逆に収入に余裕があれば分かち合うなど, 相互扶助は頻繁におこなわれていたようである。鈴木報

- 告、前掲23)。
- 25) 前掲22)。
- 26) 「煙仕替へ」は羅字(煙管の火皿と吸口とを接続する竹管)を代えることを業とする者をさす。いわゆる「ヲオ屋」の謂い。「磨砂売り」は、金属製の器物を磨く特殊な砂を売る者をさす。
- 27) 『大阪朝日新聞』1890年5月16日。
- 28) 榎村正直「明治十六年大阪府管内巡察記録上」(我部政男編『明治十五年明治十六年 地方巡察使復命書 下』三一書房、1981、1579～1605頁)。
- 29) 『大阪府警察史 第1巻』、1971、272頁。
- 30) 大阪府警察部衛生課『大阪府伝染病流行誌要』、大阪府警察部、1919、145頁。
- 31) 『大阪朝日新聞』1885年10月16日。
- 32) 1881(明治15)年制定の「伝染病予防規則」の付則。
- 33) 『大阪朝日新聞』1885年10月18日。
- 34) 『大阪朝日新聞』1885年11月15日。
- 35) 『大阪朝日新聞』1885年10月21日。
- 36) 『大阪朝日新聞』1885年10月24日。この記事を追調査した『大阪日報』(1985年10月31日)では、「貧民等の住み平生に不潔を極むるものからものから例の悪疫も逸早くここへ蔓延し」たとし、いち早く長町の住民を「貧民」と位置づけた。
- 37) 『大阪朝日新聞』1885年10月27日。
- 38) 前掲37)。ただし、日本橋筋の人口が約15,000人にのぼることから実施は見送られた。
- 39) 安保著書、前掲9)。
- 40) 『大阪朝日新聞』1886年3月25日。
- 41) Anderson 論文、前掲14) ③。
- 42) 『大阪朝日新聞』1886年5月14日。またこのことは、後述する「長屋建築規則」の制定が急がれた理由ともなっている。
- 43) 清潔法の全文はつぎのとおり。「昨年虎列拉病流行の余焰全く消滅せず本年尚再燃し一時は病勢頗る猛劇にして実に不容易景況なりしに昨今に至り稍其数を減ずと雖も此際病毒撲滅法並清潔予防に一層注意せざれば追日炎熱に向ひ如何なる惨状を見るに至るも難計に付本年虎列拉病患者ありし家宅は勿論其他近傍接続の場所は便宜大掃除執行候条各自に於ても前頭の旨趣に依り清潔予防に注意すべし(但溝渠並井戸便所等の構造不完全のものは改修を為さしむることあるべし)」(『大阪朝日新聞』1886年6月13日)。
- 44) 『大阪朝日新聞』1886年6月12日。
- 45) 『大阪朝日新聞』1886年6月13日。
- 46) 『大阪朝日新聞』1886年6月15日。
- 47) 原田敬一「治安・衛生・貧民—1886年大阪の「市区改正」—」、待兼山論叢25、1985、1～23頁。
- 48) 大浦原案は、長町の地区改良事業に関して現存する唯一の公式な文書であり、大阪市立公文書館が所蔵する「南区文書」(未整理)に含まれているが、その全文がすでに、ひろたまさき編『日本近代思想体系22 差別の諸相』(岩波書店、1990、331～333頁)に収録されている。
- 49) 『大阪朝日新聞』1886年8月17日。
- 50) 『大阪朝日新聞』1886年9月4日。
- 51) Driver, F., 'Geography and power: the work of Michel Foucault', in Burke, P. ed. Critical thought series 2: critical essays on Michel Foucault, 1992, pp. 147-156.
- 52) 『大阪朝日新聞』1887年4月27日。
- 53) 『大阪朝日新聞』1887年7月24日。
- 54) 『大阪朝日新聞』1887年7月2日。
- 55) 『大阪朝日新聞』1887年7月14日。
- 56) 期限はそれぞれ、日本橋筋3丁目:1888年1月22日、日本橋筋4丁目:1888年7月22日、日本橋筋5丁目:1889年1月22日と定められた。『大阪朝日新聞』1887年7月14日。
- 57) 小田康徳「千日前興業場等禁止令と長町取払い計画」、大阪の歴史19、1986、16～23頁。
- 58) 『大阪朝日新聞』1887年7月25日。
- 59) 『大阪朝日新聞』1887年8月16日。
- 60) 『大阪朝日新聞』1887年12月13日、12月14日。
- 61) 『大阪朝日新聞』1888年1月24日。
- 62) ①田中祥夫「長屋・家屋建築規則施行の実際について」、日本建築学会計画系論文報告集第413号、1990、73～82頁。②斎藤和夫・赤崎弘平編『建築のルール・大阪100年の歩み』、大阪府建築士会、1988、200頁。
- 63) 『大阪朝日新聞』1886年4月1日。
- 64) 『大阪日報』1886年4月7日。
- 65) 『大阪日報』1886年10月16日。
- 66) 営業区域は、難波村字南河原、木津村、北平野町7～8丁目、上福島村字羅漢前、北野村の一部、そして九條村字西九条に限定された。大阪市『明治大正 大阪市史 第六巻』、日本評論社、1934、965～971頁。

- 67) 『大阪朝日新聞』1887年12月24日。
 68) 『大阪朝日新聞』1888年1月11日, 2月11日, 3月14日。
 69) 『大阪朝日新聞』1890年7月22日。
 70) 『大阪朝日新聞』1890年8月2日。
 71) 『大阪朝日新聞』1890年7月22日。
 72) 『大阪朝日新聞』1891年3月4日。
 73) 『大阪朝日新聞』1891年6月13日。
 74) 『大阪毎日新聞』1891年4月20日。
 75) 『大阪朝日新聞』1891年6月26日。
 76) 前掲26) を参照。
 77) 『大阪朝日新聞』1891年8月13日。
 78) 『大阪朝日新聞』1896年2月1日。
 79) 横山源之助『職工事情』岩波文庫, 1985年, 407頁。
 80) 『東京日々新聞』1891年8月23日。
 81) この点については, 日本地理学会1998年度秋期学術大会において「1886～1887年大阪における『市区改正』計画」(日本地理学会発表要旨集54, 1998, 248～249頁) と題して発表した。

The Slum-Clearance in Osaka during the mid-Meiji Era

Masahiro KATO

This paper examines how the perceived relationship between urban residential environment and sanitary conditions came to be the focus of debate in a modern city during the mid-Meiji era in Japan and how it influenced the urban planning in general and housing reform in particular. The paper suggests that much of the impetus for planned intervention was set in the context of urban thought which emphasized the relationship between residential environment and the remarks on health, moral and crime. Drawing attention to that relationship, I describe the historical transition of the conception of area improvement in *Osaka Nagamachi*.

Nagamachi is one of 'slums', where cholera prevailed in 1885 and 1886. Gozo Tateno, the governor of Osaka Prefecture, took this cholera epidemic as the opportunity of improving the slums in the built-up area. The conception of improving the slum area, including *Nagamachi*, was first proposed in 1886 and 1887, but it was never put into practice. Then, Osaka government planned the slum improvement by means of the local building code of Nagaya-kenchiku Kisoku in 1891. This project was put into practice, and the physical environment and life world in *Nagamachi* were thoroughly destroyed. This event was the first slum-clearance in Osaka.